

船員雇用促進等事業

(海事局海事人材政策課)

1. 制度の概要

船員の雇用の促進等を図るため、①船員に係る求人の開拓その他船員の職域の開拓、②船員職業紹介、船員労務供給その他船員の就職の奨励に関する事業、③船員の知識又は技能の習得及び向上のための訓練を行うための施設の設置及び運営並びに事業主その他の者の行う技能訓練の援助、④①～③に掲げるもののほか、その他船員の雇用の促進及び安定のために必要な事業を実施する船員雇用促進等事業を行う者(以下「船員雇用促進センター」という。)を指定。

2. 指定、登録等の基準

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和53年法律第96号) 抜粋

第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業(以下「船員雇用促進等事業」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。

- 一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。
- 二 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過していない者でないこと。
- 三 申請者の役員のうち、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。
- 四 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者がいないこと。

2～4 (略)

(船員雇用促進等事業)

第八条 船員雇用促進センターは、船員の雇用の促進等を図るため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 船員に係る求人の開拓その他船員の職域の開拓を行うこと。
- 二 船員職業紹介(船員職業安定法第六条第二項に規定する船員職業紹介をいう。)、船員労務供給(同条第八項に規定する船員労務供給及び同条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。)その他船員の就職の奨励に関する事業を行うこと。
- 三 船員の知識又は技能の習得及び向上のための訓練(以下「技能訓練」という。)を行うための施設の設置及び運営並びに事業主その他の者の行う技能訓練の援助を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、船員の雇用の促進及び安定のために必要な事業を行うこと。

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則(平成2年運輸省令第26号) 抜粋

(船員雇用促進センターの指定の申請)

第十四条の二 法第七条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名

- 二 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の名簿及び履歴書
 - 四 法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる要件を備えていることを証する書類
 - 五 法第八条各号に掲げる事業に係る事業計画書及び収支予算書
 - 六 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録

※ 当該「2. 指定、登録等の基準」を満たす法人であれば、船員雇用促進センターの指定の申請を行うことができます。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人日本船員福利雇用促進センター	昭和 53 年 5 月 29 日	東京都中央区 明石町 1 番 29 号掖済会 ビル 03-3544-7706	(財) 日本船員福利雇用促進センターは、船員福利事業を行う公益法人として昭和 34 年に設立されていること等船特法第 7 条第 1 項に定める要件をすべて満たしており、かつ、船員雇用促進等事業を適正かつ確実に行うことができると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

Q 既に船員雇用促進センターの指定を受けている法人がありますが、現在も、船員雇用促進センターの指定の申請を行うことはできますか。

A 上記「2. 指定、登録等の基準」を満たす法人であれば、既に指定を受けている「財団法人日本船員福利雇用促進センター」以外の法人であっても、船員雇用促進センターの指定の申請を行うことができます。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
船特法第 8 条に定める船員雇用促進等事業は無料で実施しているため、料金等を設定していない。	設定していないため、積算根拠はない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果 (平成 21 年 2 月 24 日現在)

関係労使で構成する「技能訓練事業連絡会」を開催し、技能訓練の実施計画等の検討を行った。

7. 政策評価

平成 23 年度までに実施予定。

船員雇用促進センターの指定申請のご案内

船員雇用促進センターとは、船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）の指定を受け、船員の雇用促進等を図るための事業を行う者のことです。

なお、現在指定を受けている者は、日本船員福利雇用促進センター（東京都）ですが、最近では、参入の拡大が求められており、基準を満たす者であれば、誰でも指定を受けることができます。以下に申請の手引きを記載していますので、ご覧下さい。

1. 船員雇用促進等事業

- ① 船員に係る求人の開拓その他船員の職域の開拓
- ② 船員職業紹介、船員労務供給その他船員の就職の奨励に関する事業
- ③ 船員の知識又は技能の習得及び向上のための訓練（技能訓練）を行うための施設
の設置及び運営並びに事業主その他の者の行う技能訓練の援助
- ④ その他船員の雇用の促進及び安定のために必要な事業

上記②の船員職業紹介事業、船員労務供給事業は、本来は、船員職業安定法により、労働組合等が国土交通大臣の許可を受けた場合等を除き、何人も当該事業を行うことが禁じられていますが、船員雇用促進センターが上記の事業を行う場合は、船員職業安定法の一部の規定が適用除外されます。

なお、船員雇用促進等事業に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、船員雇用促進等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。

2. 船員雇用促進センターの指定基準

- ① 船員雇用促進等事業を適正かつ確実に行うことができると認められること。
- ② 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- ③ 船特法に基づき、指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者でないこと。
- ④ 役員のうち、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものがないこと。
- ⑤ 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律若しくは船員職業安定法 の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していない者でないこと。

3. 船員雇用促進センターの指定申請の方法

指定を受けようとする方は、その名称、住所、代表者の氏名、事務所の所在地を記載した任意の申請書に、次の書類を1部添付して国土交通大臣に提出して下さい。手数料等は不要です。

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員の名簿及び履歴書
- ④ 上記 2. ④、⑤の要件を備えていることを証する書類
- ⑤ 船員雇用促進等事業に係る事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録

書類の提出先及びお問い合わせ先は次のとおりです（下記 4. において同じ。）

国土交通省海事局海事人材政策課雇用対策室（※）

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL:03-5253-8111（内線 45154）

※ なお、申請に関してのご相談、お問い合わせにつきまして、最寄りの地方運輸局船員労政課でもご案内をしております。

申請を審査した結果、指定をしたときは、その名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示します。

4. 船員雇用促進センターとしての指定後に必要な手続

① 名称等の変更届出

船員雇用促進センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。

② 事業計画等の認可申請

船員雇用促進センターは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。これを変更しようとするときも、同様です。

③ 事業報告書等の提出

船員雇用促進センターは、毎事業年度経過後 3 月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければなりません。

④ 役員を選任等の認可申請

船員雇用促進センターは、その役員を選任又は解任しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

5. 国土交通大臣による指導監督

① 役員解任命令

国土交通大臣は、船員雇用促進センターの役員が、この法律、命令若しくは処分に違反する行為をしたとき、船員雇用促進等事業に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は指定基準に適合しなくなるときは、船員雇用促進センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができます。

② 監督命令

国土交通大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、船員雇用促進センターに対し、監督上必要な命令をすることができます。

③ 報告の徴収及び立入検査

国土交通大臣は、船員雇用促進等事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、船員雇用促進センターに対し、船員雇用促進等事業に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、船員雇用促進センターの事務所に立ち入り、船員雇用促進等事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができます。

この立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯しており、関係者の請求があつたときは、これを提示します。

④ 指定の取消し等

国土交通大臣は、船員雇用促進センターが次のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて船員雇用促進等事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- 一 船員雇用促進等事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律、命令又は処分に違反したとき。